

生活支援サービス重要事項説明書

1. 生活支援サービス提供事業者

事業者の名称・所在地及び電話番号その他の連絡先	
事業者の名称	フリガナ シャカイフクシホウジン セイフウカイ 社会福祉法人 星風会
事業者の所在地	(〒328 - 0004) 栃木県栃木市田村町928番地
事業者の連絡先	電話番号 0282-27-3969
	FAX番号 0282-27-5408
	ホームページアドレス http://www.sfk.or.jp/
事業者の代表者名	理事長 早川 武憲

2. 住宅事業主体概要

事業主体の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先	
事業主体の名称	法人等の種類 なし <input checked="" type="radio"/> あり : 社会福祉法人
	名称 社会福祉法人 星風会 フリガナ シャカイフクシホウジン セイフウカイ
事業主体の主たる事務所の所在地	〒328-0004 栃木県栃木市田村町928番地
事業主体の連絡先	電話番号 0282-27-3969
	FAX番号 0282-27-5408
	ホームページアドレス なし <input checked="" type="radio"/> あり http://www.sfk.or.jp/
事業主体の代表者の氏名及び職名	氏名 早川 武憲
	職名 理事長
事業主体が行っている主な事業等	特別養護老人ホーム・障害者支援施設・重症心身障害児施設・軽費老人ホーム・老人デイサービス・老人短期入所事業・(指定)障害福祉サービス事業・老人居宅介護等事業・老人介護支援センター・認知症対応型老人共同生活援助事業・保育所・小規模多機能型居宅介護事業・介護老人保健施設・(老人)訪問看護ステーション・居宅介護支援事業・重症心身障害児(者)通園事業・日中一時支援事業・訪問リハビリテーション

3. 住宅概要

住宅の名称・所在地及び電話番号その他の連絡先	
住宅の名称	フリガナ カ-サ-ラ-ヴィ-ダ カワグチ アネックス カーサ・ラ・ヴィーダ川口アネックス
住宅の所在地	(〒333-0844) 埼玉県川口市上青木1-23-18
住宅の連絡先	電話番号 048 - 253 - 5001
	FAX番号 048 - 253 - 5002
	ホームページアドレス http://www.sfk.or.jp/
住宅の管理者名	
住宅の開設年月日	2015年10月1日
居住の契約方式	普通賃貸借契約

4. 生活支援サービスの内容

生活支援サービスに関する方針等		
<p>・当法人のこれまでのノウハウを活かし、安心できるサービスを提供します。</p> <p>・夜間は職員が常駐し、緊急時には医師の指示の元に適切な対応をいたします。また、入院加療が必要になった場合は、連携医療機関への入院も可能です。</p> <p>・現在の能力をできるだけ維持し自立した生活を送れるよう、個々人に合ったサービスを提供します。</p>		
生活支援サービスの内容		
基本サービス	料金	(提供方法・提供者)
・緊急時対応サービス ・安否確認 ・フロントサービス ・生活・健康相談 ・ゴミだしサービス ・コール対応	10,000	社会福祉法人職員である管理者・介護職員が対応します。
その他の生活支援サービス (オプションサービス)		
サービスの種類及び料金は生活支援サービス契約書別紙のとおり		

5. 生活支援サービス職員体制

生活支援サービス職員体制等			
生活支援サービス職員			
サービス種類ごとに業務に係る人数を記載して下さい。	人数	委託先等	
管理者 (社会福祉法人の職員)	1人		
介護員 (社会福祉法人の職員)	3人		
食事提供サービス	7人	株式会社清島食品	
夜間体制	常駐の (有) ・ 無)	1人	

6. 月額利用料の請求及び支払方法

請求方法	前月利用分を毎月15日までに請求書を発行し、賃料と共に請求します。
支払方法	毎月25日までに請求分を、振込方式 (入居者手数料負担) にてお支払いいただきます。

7. 生活支援サービス利用者からの苦情に対応する窓口等の状況

利用者からの苦情に対応する窓口等の状況		
窓口の名称	苦情相談対応窓口 (カーサ・ラ・ヴィータ 川口アネックス事務室)	
電話番号	048 - 253 - 5001	
対応している時間	平日	8時30分 ~ 17時30分
定休日	土、日、祝日 12/30 ~ 1/3	
留意事項		
サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応		
事業者は、生活支援サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により入居者の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合は、入居者に対してその損害を賠償します。		

8. 生活支援サービス利用に当たっての留意事項

外出・帰宅・訪問等	
長期外泊時は、管理人へご連絡下さい。	
共用施設の利用について	
浴室	入浴介助サービスを受ける場合は、共用浴室の利用時間を事前にお知らせ下さい。
共用キッチン	共用キッチンの利用希望については、事前にお知らせください。
ゴミ処理について	
ゴミ出しサービスを行っています。毎朝各住戸にお伺いします。	
食事提供サービスについて	
<p>食事のキャンセルは、3日前までに申し出てください。以降のキャンセルは料金(朝食400円・昼食500円・夕食600円)が発生します。</p> <p>医師の指示による治療食が必要な方や、特別食を希望する方には、清島食品の栄養士が献立を作成し対応いたします。(別途料金)</p> <p>提供時間は朝食7:00~7:30 昼食12:00~12:30 夕食17:00~17:30となります。</p> <p>食中毒防止のため、配膳後2時間を超えての提供はできません。</p> <p>2日前の午前11時までにお伝えいただければ、できる限りで食事内容の調整も可能です。</p>	

9. 契約の解除内容等

入居者からの解約
入居者は、事業者に対して、30日の予告期間をおいて文書で通知することにより、本契約を解約することができます。
事業者からの解除
<p>1 事業者が、入居者の行動が他の居住者の生命に危害を及ぼす恐れがあり、かつ通常の生活支援方法では、これを防止することができず、本契約を将来にわたって継続することが社会通念上著しく困難であると考えられる場合に、本契約を解除することができます。</p> <p>2 前項の場合、事業者は次の手続を行います。</p> <p>①一定の観察期間をおくこと。</p> <p>②主治医及び生活支援サービス提供スタッフ等の意見を聴くこと。</p> <p>③契約解除の通告について一ヶ月の予告期間をおくこと。</p> <p>④前号の通告に先立ち、入居者本人の意思を確認すること。</p> <p>3 事業者は、入居者が正当な理由なく事業者に支払うべきサービス利用料を3か月以上滞納した場合において入居者に対し、相当の期間を定めてもなお期間内に滞納額の全額の支払がないときは、この契約を解除することがあります。</p>

10. 損害賠償責任保険の内

損害賠償責任保険の加入状況
<input checked="" type="radio"/> 有 無 (損害保険ジャパン日本興亜株式会社)